

滝川市地域旅客運送サービス継続事業実施方針

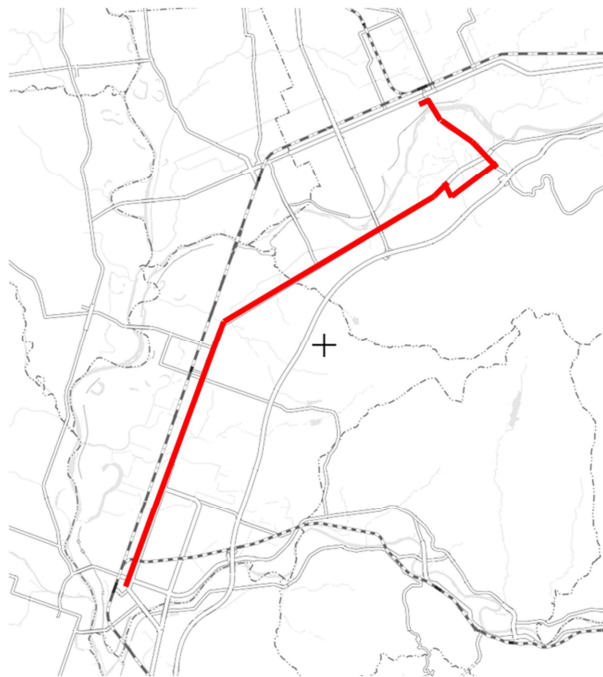
1 実施区域

滝川市

2 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業

<現行のサービス内容>

(1) 路線：滝深線（運行事業者：空知中央バス株式会社）



(2) 運行ダイヤ

系統名	平日		土日祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復			
滝深線	8回	8回	4回	3回	空知中央バス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行

(3) 運賃

				稲田
			18 丁目	240
		16 丁目	240	250
	14 丁目	240	250	310
江部乙中央通	240	250	290	360

3 2 の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）にかかる運送機関の種類、態様その他の内容

<引き続き実施するサービス内容>

(1) 運送機関の種類：一般乗合旅客自動車運送事業

(2) 運送の態様：路線不定期運行

(3) 運行区間及び運賃（別途実施する運賃協議会にて決定）

・江部乙中央通～19 丁目（5.3km）

（単位：円）

				19 丁目
			18 丁目	-
		16 丁目	-	-
	14 丁目	240	250	310
江部乙中央通	-	250	290	360

※滝川市が発行する敬老特別乗車証の利用対象路線とする予定。

※小児運賃（小学生以下）の運賃については、普通運賃の半額（10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げ）とする。

※往路（19 丁目行）は 14 丁目までは乗車のみ、15 丁目以降は降車のみとし、復路（江部乙中央通行）は 15 丁目までは乗車のみ、14 丁目以降は降車のみとする。

(4) 路線：(仮称) 江部乙東陽線



(5) 運行便数 (ダイヤ)

系統名	平日		土日祝		備考
	往	復	往	復	
(仮称) 江部乙 東陽線	3回 ～ 4回	3回 ～ 4回	0回	0回	電話予約により運行 12/29～1/3 は0回

※地域の人口規模や利用状況等を踏まえ、乗車定員 11 人未満の車両による運行も可能とする。

※ダイヤや運行便数等については上記を基本とするが、運行経費等を踏まえ、決定した事業者と協議して決定する。(なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す。)

4 継続旅客運送を実施する者の条件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) であること。
- ③ この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領 (平成 11 年滝川市告示第 43 号) 第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

- ④ 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 26 年滝川市条例第 12 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- ⑤ 令和 8 年 4 月 1 日現在、滝川市内に本店を有すること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ⑧ 令和 8 年 4 月 1 日時点で、中空知広域圏内における令和 4 年 4 月 1 日以降の 3 年間にわたる一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績があること。
- ⑨ その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5 地方公共団体による支援の内容

- ① 運行委託費等の予算措置
- ② 地域と連携した利用促進策

6 実施予定期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで

7 公募の期間

令和 8 年 5 月 11 日～令和 8 年 5 月 21 日まで

8 継続旅客運送を実施する者の選定方法

企画提案内容の審査により選定

9 その他必要な事項

公募型企画提案への参加に当たっては、滝川市地域旅客運送サービス継続事業公募型企画提案募集要項を参照のこと。